

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月12日

【事業年度】 第59期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 五洋建設株式会社

【英訳名】 PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 村重芳雄

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 東京(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 北橋俊次

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 東京(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 北橋俊次

【縦覧に供する場所】 五洋建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区錦三丁目2番1号)

五洋建設株式会社 大阪支店
(大阪市北区芝田二丁目6番23号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出した第59期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営成績の分析

売上高の状況

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 連結財務諸表

【注記事項】

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

【所在地別セグメント情報】

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 経営成績の分析

(訂正前)

(前略)

売上高の状況

売上高の計上基準の変更による影響もあり、国内・海外とも売上高は増加し、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度と比べ14.1%の大幅な増加となった。

(後略)

(訂正後)

(前略)

売上高の状況

売上高の計上基準の変更による影響もあり、国内・海外とも売上高は増加し、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度と比べ12.9%の大幅な増加となった。

(後略)

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 連結財務諸表

【注記事項】

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

(訂正前)

(前略)

4 会計処理の変更

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却方法」に記載のとおり、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号」)に伴い、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、建設事業の営業費用が88百万円増加、営業利益が88百万円減少し、その他事業の営業費用が6百万円増加、営業利益が6百万円減少している。

(後略)

(訂正後)

(前略)

4 会計処理の変更

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却方法」に記載のとおり、法人税法の改正(「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号」及び「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号」)に伴い、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、建設事業の営業費用が88百万円増加、営業利益が88百万円減少し、その他事業の営業費用が6百万円増加、営業利益が6百万円減少している。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、建設事業の営業費用が183百万円増加、営業利益が183百万円減少し、開発事業の営業費用及び営業損失がそれぞれ0百万円増加し、その他事業の営業費用が12百万円増加、営業利益が12百万円減少している。

(後略)

【所在地別セグメント情報】

(訂正前)

(前略)

4 会計処理の変更

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却方法」に記載のとおり、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号))に伴い、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、日本については営業費用が49百万円増加、営業利益が49百万円減少し、東南アジアについては営業費用が26百万円増加、営業利益が26百万円減少し、その他の地域については営業費用が18百万円増加、営業利益が18百万円減少している。

(後略)

(訂正後)

(前略)

4 会計処理の変更

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却方法」に記載のとおり、法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令83号))に伴い、当連結会計年度から平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、日本については営業費用が49百万円増加、営業利益が49百万円減少し、東南アジアについては営業費用が26百万円増加、営業利益が26百万円減少し、その他の地域については営業費用が18百万円増加、営業利益が18百万円減少している。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっている。これにより、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比較して、日本については営業費用が165百万円増加、営業利益が165百万円減少し、東南アジアについては営業費用が24百万円増加、営業利益が24百万円減少し、その他の地域については営業費用が6百万円増加、営業利益が6百万円減少している。

(後略)